

南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（案）を定める件

パブリックコメント手続等の総括

このことについて、以下のとおり地域協議会への報告、パブリックコメント手続を実施した。

1 地域協議会

地域協議会への提出案件の基準に基づき報告

- (1) 報告事項 南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例(素案)に係るパブリックコメント手続を実施する件
- (2) 報告日時 小高区 令和7年7月25日(金) 13:30~
鹿島区 令和7年7月28日(月) 13:30~
原町区 書面開催
- (3) 報告結果 総数：39件 (資料3 - 2のとおり)

うち 条例案に関すること	8件
施設の利活用に関すること	14件
その他	17件

会議中に出された意見等については、すべてその場で回答し、原案のとおりとすることでご理解いただいた。

2 パブリックコメント

南相馬市パブリックコメント手続条例に基づき、以下のとおりパブリックコメント手続を実施した。

- (1) 実施期間 令和7年7月11日(金) ~ 7月30日(水) 計20日間
- (2) 実施結果 総数：19件

うち 条例案に関すること	2件
施設の利活用に関すること	3件
その他	14件

内容精査の結果、大幅な修正は必要なしと判断し、一部文言の修正等を行った。

(意見等への対応については、資料3 - 2のとおり)

文言の整理等による条例(案)の修正箇所は、資料3 - 3のとおり。

3 今後の主な予定

- (1) 9月議会へ条例案の上程